

期間限定！
平成29年度まで

県内への本社機能の移転や、県内にある本社機能の拡充をお考えの皆様へ 企業の本社機能の移転・拡充に対する支援制度の御案内

国では、地方創生に係る施策の一環として、地方での安定した良質な雇用の創出を図り地方への新たな人の流れを生み出すため、平成27年6月に地域再生法を一部改正し、地方への本社機能の移転や地方にある本社機能の拡充を行う事業者に対し、**最大で法人税額の30%を税額控除**する支援制度「**地方拠点強化税制**」等を創設しました。

また、長野県では、県内への本社機能の誘致をより強力に推進するため、国の制度の対象外となる小規模な本社機能の県外からの移転に対し、**最大で820万円を助成**する県独自の「**本社等移転促進助成金**」を創設しました。

これらの制度について、御利用の要件・手続き等について御案内します。どちらの制度も**平成29年度末までに県の認定を受けることが必要**です。詳しくは、長野県産業労働部 産業立地・経営支援課（TEL 026-235-7193）へお問い合わせください。

「本社機能」の定義及び対象業種について（国・県制度共通）

1 「本社機能」の定義

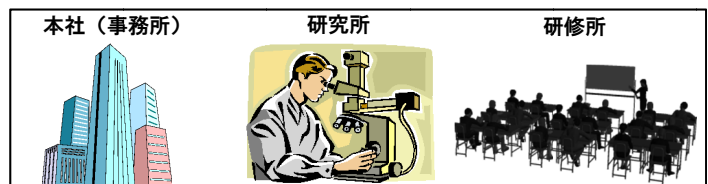
次の(1)～(3)のいずれかに該当するものです。県制度においても国の規定を準用しています。詳しくは、次のサイトを御確認ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/honsya/honsya.html>

(1) 事務所（「調査・企画部門」、「情報処理部門（自社のため社内業務としてシステム開発等を専門的に行っている部門）」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門（総務、経理、人事、管財等）」のいずれかに使用されるもの）

(2) 研究所

(3) 研修所



2 支援制度の対象業種

風俗営業及び性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者でないこと（地域再生法施行規則第24条）。県制度においても国の規定を準用しています。

国の制度と県の制度の入口要件について

1 国の制度の対象

県内への本社機能の移転又は県内にある本社機能の拡充に伴い、県内の当該本社機能において常時雇用する従業員数（注1）が10人（中小企業者（注2）の場合は5人）以上増加する見込みの場合

→「**地域再生法に基づく地方拠点強化税制等**」（国の制度）の欄を御覧ください。

2 県の制度の対象

県内への本社機能の移転に伴い、県内の当該本社機能において常時雇用する従業員数（注1）が5人以上9人以下（中小企業者（注2）の場合は2人以上4人以下）増加する見込みの場合

→「**本社等移転促進助成金**」（県の制度）の欄を御覧ください。

（注1）ここでの「常時雇用」とは、雇用契約の形式の如何を問わず、事実上の期間の定めなく雇用されている場合をいいます。具体的には、

（ア）期間の定めなく雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上である場合

（イ）一定の期間を定めて雇用されている場合であって、その雇用期間が反復更新されて事実上（ア）と同等と認められる場合

（ウ）日々雇用される場合であって、雇用契約が日々更新されて事実上（ア）と同等と認められる場合が挙げられます。よってパートタイム労働者であってもこのような雇用条件下にある場合には常時雇用者として取り扱います。（「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）」H27.9.1内閣府地方創生推進室）

（注2）ここでの「中小企業者」とは、従業員規模及び資本金規模が、製造業・その他の業種では300人以下又は3億円以下、卸売業では100人以下又は1億円以下、小売業では50人以下又は5,000万円以下、サービス業では100人以下又は5,000万円以下の企業をいいます。

1 概要

長野県と県内市町村が作成し国の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」といいます。）で定める地域内において本社機能の移転や拡充のためのオフィス整備を行い、一定の雇用を行った場合、地域再生法に基づく特別償却や税額控除などの支援制度の適用を受けることができます。

このためには、①企業の皆様に、本社機能の整備に係る「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」（以下「施設整備計画」といいます。）を作成いただき、②平成 29 年度末までに県から計画の認定を受けることが前提となります。

2 施設整備計画の認定要件

以下の（１）～（４）の全ての要件を満たすことが必要です。

- （１）施設整備計画の計画期間内（最長でも平成 31 年度末まで。以下同じ）に、本社機能に係るオフィスを整備すること。なお、「整備」とは、新設、増設、賃貸、既存施設の用途変更のいずれかをいい、用途変更の場合は外形上明確な判別がつくよう十分な改修が行われることが必要です。
- （２）施設整備計画の計画期間内に、整備する本社機能において常時雇用する従業員数（注 1）が 10 人（中小企業者（注 2）の場合は 5 人）以上増加する見込みであること。なお、増加数には、自社の他の事業所からの転勤者を含みます。
- （３）認定地域再生計画で定める地域内（注 3）において本社機能に係るオフィスを整備するものであり、次のいずれかの事業区分に合致すること。

事業区分	要件	オフィスを整備する場所
移転型事業	東京 23 区内からの本社機能の移転であって、上記（２）の常時雇用する従業員の増加数の過半数が東京 23 区からの転勤者である場合	認定地域再生計画に定める地方活力向上地域内（注 3）
拡充型事業	①県内にある既存の本社機能の拡充の場合 ②東京 23 区外からの本社機能の移転の場合 ③東京 23 区内からの本社機能の移転であって、東京 23 区からの転勤者の人数が移転型事業の要件を満たさない場合	認定地域再生計画に定める地方活力向上地域のうち拡充型事業の対象地域内（注 3）

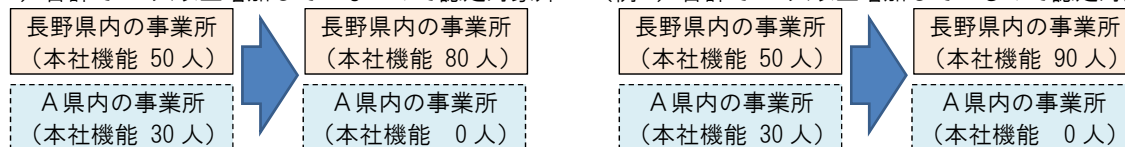
（注 3）具体的な地域については長野県産業労働部産業立地・経営支援課へお問い合わせください。なお、次のサイトからも確認できます。<http://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/honsya/chiki.html>

- （４）地方全体の雇用の拡大に寄与するものであること。

具体的には、地域再生法施行令第 3 条に定める集中地域（注 4）以外に立地している事業所からの本社機能の移転を伴う場合、本社機能の移転元の事業所と本社機能を移転し整備する事業所それぞれの本社機能に従事する従業員数の合計が 10 人（中小企業者（注 2）の場合は 5 人）以上増加する見込みであること。

かつ、移転型事業の場合は、集中地域以外の移転元の事業所において、本社機能に従事する従業員の人員整理や、通常の人事異動の範囲を超えた配置転換が行われるものでないこと。

- （例 1）合計で 10 人以上増加していないので認定対象外 （例 2）合計で 10 人以上増加しているため認定対象



※例 1、例 2 とも A 県内の事業所は集中地域以外に立地している場合

（注 4）「集中地域」とは、地域再生法施行令第 3 条に定める「産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域」のことをいい、具体的には、東京都（23 区、武蔵野市、三鷹市、八王子市等）、神奈川県（横浜市、川崎市等）、埼玉県（川口市、川越市等）、千葉県（千葉市等）、茨城県（龍ヶ崎市等）、愛知県（名古屋市の特定の区域）、大阪府（大阪市の全域、守口市・東大阪市・堺市の特定の区域）、京都府（京都市の特定の区域）、兵庫県（神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域）です。

3 認定申請窓口

長野県産業労働部 産業立地・経営支援課 次世代産業集積係（TEL 0 2 6 - 2 3 5 - 7 1 9 3）です。様式は次のサイトにあります。<http://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/honsya/seibikeikaku.html>

なお、本社機能に係るオフィスを新設又は増設により整備する場合は着工前、賃貸により整備する場合は賃貸契約締結前、用途変更により整備する場合はその着手前に認定を受けることが必要です。

4 支援制度

(1) 課税の特例措置

区分		拡充型事業	移転型事業
法人税	オフィス減税 (税額控除は当期法人税額の20%が上限)	要件 認定された施設整備計画に基づき本社機能に係る建物等（建物、建物附属設備、構築物）を新設又は増設し、その取得価額が2,000万円（資本金1億円以下の法人等（注5）は1,000万円）以上の場合 (認定日の翌日から2年以内に取得すること。)	建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4%（計画認定が平成29年度の場合2%）
		特例措置 建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7%（計画認定が平成29年度の場合4%）	
	雇用促進税制 (オフィス減税と合わせて当期法人税額の30%が上限)	要件 認定日の翌日から2年以内の日を含む事業年度（以下「適用年度」といいます。なお、設立の日を含む事業年度等は対象外となります。）において、次の①～③全てに該当する場合 ① 整備した本社機能に係る当期増加雇用者（雇用保険一般被保険者に限ります。以下同じ）の数が5人（資本金1億円以下の企業等（注5）は2人）以上 ② 適用年度及びその前事業年度に、事業主都合による離職者がいない ③ 適用年度における給与等支給額が、その前事業年度より一定以上増加 ※この他にも、「整備する本社機能を一の雇用保険適用事業所とすること」、「雇用促進計画の提出」などいくつかの要件がございます。詳しくは、本社機能を整備する場所を管轄するハローワークへ事前に御相談ください。	特例措置 整備した本社機能に係る当期増加雇用者1人当たり次の金額を税額控除 ・法人全体の雇用者増加率が10%以上の場合 50万円 ・法人全体の雇用者増加率が10%未満の場合 20万円 (但し、法人全体の雇用者の純増数を上限)
		① 左記の税額控除の適用 ② ①を受ける場合に限り、整備した本社機能に係る当期増加雇用者1人当たり30万円の税額控除を追加かつ、②は最大3年間継続（計90万円）。但し、当該本社機能の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した後は不適用。 → 初年度1人当たり最大80万円、3年間で1人当たり最大140万円を税額控除	
地方税	共通要件		本社機能に係る建物等の減価償却資産（注6）を新設又は増設し、その取得価額の合計が3,800万円（資本金1億円以下の法人等（注5）は1,900万円）以上の場合（認定日の翌日から2年以内に取得すること。）
	事業税の不均一課税	特例措置	(特例措置の対象外です)
	不動産取得税の不均一課税	特例措置	長野県の法人事業税課税標準額×（新増設した建物に係る従業員数／県内の総従業員数）に対し、減税率95/100（3年間）
			建物及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税に対し、減税率95/100。なお、土地の取得については、その取得日の翌日から1年以内に建物の建設に着手した cases に限ります。

(注5) ここでの「資本金1億円以下の法人等」とは、租税特別措置法施行令第27条の4第5項で定める中小企業者をいい、具体的には、①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人を除き、かつ、2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人を除く）、又は、②資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます。

(注6) ここでの「減価償却資産」とは、法人税法施行令第13条第1号から第7号に掲げるものをいい、具体的には建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、備品等です。

(2) その他の支援制度

- ① 施設整備計画の認定を受けた中小企業が、当該計画に従って事業を行うために必要な設備・運転資金について、日本政策金融公庫による低利融資を受けられる場合があります。
- ② 本社機能の整備に必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証を受けられる場合があります。
- ③ 市町村による課税の特例措置や助成金等を受けられる場合があります。

本社等移転促進助成金（県の制度）等について

1 概要

長野県は、本社機能の誘致をより強力に推進するため、地域再生法に基づく国の制度の対象外となる小規模な本社機能の県外からの移転に対し、県独自の助成金制度を創設しました。

この助成金の交付を受けるためには、①企業の皆様に、本社機能の整備に係る事業認定申請書を作成いただき、②平成29年度末までに県から事業の認定を受けることが前提となります。

2 事業の認定要件

以下の（１）から（９）の全ての要件を満たすことが必要です。

- （１）長野県外から県内へ本社機能（全部又は一部）を移転すること。
- （２）移転場所が、認定地域再生計画に定める地方活力向上地域内（注３）であること。または、地域の産業振興のために応援する必要があるとして市町村長の申し出があった地域で、知事が特に認めた地域であること。
- （３）地域再生法に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受ける事業ではないこと
- （４）事業認定申請日から原則として１年以内に操業を開始すること
- （５）事業認定申請日以降、操業から１年以内に、県内の当該本社機能において常時雇用する従業員数（注１）が５人以上９人以下（中小企業者（注２）の場合は２人以上４人以下）増加する見込みであること。なお、増加数には県外事業所からの転勤者を含みます。
- （６）事業認定申請前６か月から、県内において解雇（事業主都合による離職等）を行っていないこと。
- （７）県税に係る徴収金を滞納していないこと。
- （８）国又は県の補助金の交付を受ける事業では無いこと。
- （９）法令又は条例に違反する行為が無いこと。

3 助成金の交付額等

次の表に定める額の合計額について、予算の範囲内で助成金を交付します。

助成対象経費	助成額	限度額
移転する本社機能に係る建物等（建物、建物附属設備）の取得、賃貸、改修に係る経費	①取得又は賃貸した建物等の不動産取得税相当額（賃貸の場合は、不動産取得税相当額と賃貸料の６か月分のいずれか少ない額を上限） ②既存の建物等の改修費（不動産取得税相当額を上限）	100万円
移転する本社機能において新たに雇用する雇用者及び県外事業所からの転勤者の雇用に係る経費	左記雇用者のうち、事業認定申請日以降、操業から１年以内に雇用又は転勤した雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く）１人当たり80万円	720万円 （中小企業者は320万円）

4 認定申請窓口

長野県産業労働部 産業立地・経営支援課 次世代産業集積係（TEL026-235-7193）です。

様式等は次のサイトにあります。<http://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/honsya/jyoseikin.html>

なお、本社機能に係る建物等に係る工事に着手する日、賃貸借契約を締結する日、本社機能の移転に着手する日（工事や賃貸借契約等が不要の場合）のいずれか早い日の原則として14日前までに、事業認定申請書を提出することが必要です。

5 その他の支援制度

県外にある本社等を県内へ移転する中小企業の皆様に最大1億8千万円を融資する「地方創生推進資金（企業立地向け）」を創設しました。詳しくは、長野県産業労働部 産業立地・経営支援課 金融支援係（TEL026-235-7200）へお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

長野県産業労働部 産業立地・経営支援課	〒380-8570 長野市南長野幅下692-2 TEL (026) 235-7193 FAX (026) 235-7496 rittii@pref.nagano.lg.jp http://www.nagano-rittii-navi.jp/
（関東地区） 長野県東京事務所	〒102-0093 千代田区平河町2-6-3 都道府県会館12階 TEL (03) 5212-9189 FAX (03) 5210-6805 sangyo-tyo@pref.nagano.lg.jp
（中部地区） 長野県名古屋事務所	〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中ビル4階 TEL (052) 251-1441 FAX (052) 262-4669 nagoyajimu@pref.nagano.lg.jp
（関西地区） 長野県大阪事務所	〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目3番1-800 大阪駅前第1ビル8階 TEL (06) 6341-7006 FAX (06) 6456-2889 osakajimu@pref.nagano.lg.jp